

### 3. 地域の保全・管理に関する施策（市町村管理構想、地域管理構想の検討・策定）

67	市町村管理構想・ 地域管理構想策定推進対策	URL	HP	<a href="https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000130.html">https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000130.html</a>	 	
			事例等	<a href="https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000131.html">https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000131.html</a>		HP 事例等
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
市町村・地域	ソフト		3月～ 4月頃		13	国土交通省 国土政策局 総合計画課 国土管理企画室 03-5253-8359

- 人口減少・少子高齢化の中で適切な国土管理を推進するため、「国土の管理構想」(令和3年6月)に基づき、土地の現状把握と将来予測をもとに、管理の優先度や管理方法、土地の管理の在り方等を検討する、国土利用計画の実行計画としての役割を担う管理構想を、都道府県、市町村、地域の各レベルで策定することが重要となる。
- 令和8年度は、より実効性のある管理構想の取組促進を目指し、民間企業やNPO等の多様な主体が連携した国土利用・管理の在り方について調査検討を行うとともに、取組普及を底上げするための人材育成を行う。

#### ■調査内容

##### ① 多様な主体が連携した取組の促進

- 民間企業やNPO等の主体が取り組む国土管理の事例収集を行うとともに、官民が連携して取り組む管理構想の実証調査を行い、それらの結果を踏まえ、官民連携した管理構想の促進にあたっての留意点等について調査検討を行う。

##### ② 取組普及の底上げのための人材の育成強化

- 市町村等の管理構想の理解促進を図り、市町村による地域の管理構想策定の側面支援等が可能となるよう、市町村等の人材の育成強化を行うための研修を企画・実施する。

(参考) 地方創生2.0基本構想 施策集 (令和7年6月13日) (抄)  
第1章 政策の5本柱

##### 1. 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生 (94) 人口減少下に適応した国土利用・管理の推進

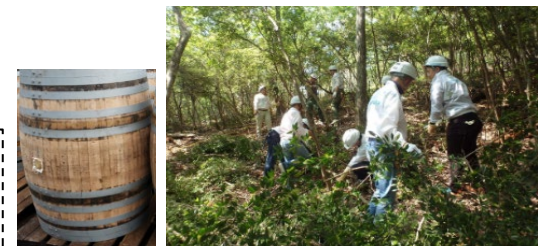
担い手不足が懸念される地域においても適切な国土利用・管理が行われるようにするため、民間企業やNPO等の多様な主体が国土利用・管理に参画するよう促すとともに、国・地方が連携し、都市・農地・森林等の個別の土地利用に係る様々な行政計画・事業との整合・連携強化を図り、地域の課題解決に総合的に取り組む。  
(国土交通省国土政策局総合計画課)

##### ○地域管理構想図の例



##### ○民間企業による 国土管理の例

(右) 人事研修の一環として  
里山林を管理  
(左) 病虫害対策として伐採  
した木を利用してウイスキー  
樽を製造



サントリーホールディングスHPを基に国土交通省作成

### 3. 地域の保全・管理に関する施策（農用地等の保全・管理）

68	農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策	URL	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html</a> (R7)											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業実施主体（対象者）</th> <th>支援対象・内容</th> <th>補助率等</th> <th>公募時期</th> <th>事業要望調査時期</th> <th>R8年度当初予算 (百万円)</th> <th>問合せ先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県、市町村、 地域協議会等</td> <td>ハード・ソフト</td> <td>定額、 5.5/10等</td> <td>随時</td> <td>10月頃（随時）</td> <td>7,045の内数</td> <td>農林水産省農村振興局 農村政策部地域振興課 03-6744-2665</td> </tr> </tbody> </table>	事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等		公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先	都道府県、市町村、 地域協議会等	ハード・ソフト	定額、 5.5/10等
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先								
都道府県、市町村、 地域協議会等	ハード・ソフト	定額、 5.5/10等	随時	10月頃（随時）	7,045の内数	農林水産省農村振興局 農村政策部地域振興課 03-6744-2665								

#### < 事業の内容 >

#### < 事業イメージ >

#### 1. 最適土地利用総合事業

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、**実証的な取組**を行いつつ、**土地利用構想を作成し**、その実現に必要な**農用地保全のための活動、基盤整備や施設整備費**等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的取組
- ② 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ③ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置
- ④ 土地利用構想に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備

【事業期間：上限5年、<ソフト> 交付率：定額（上限5,000万円（年標準額：1,000万円）※粗放的利用支援1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員250万円/年、<ハード> 交付率：5.5/10等（上限1億円（年標準額：2,000万円））】

※粗放的利用支援は、事業期間中に最大3年

#### 2. 荒廃農地再生支援事業（新規）

話し合いなどにより耕作の再開を目指す荒廃農地等について、**再生作業、簡易な基盤整備、土壌改良等**を支援します。

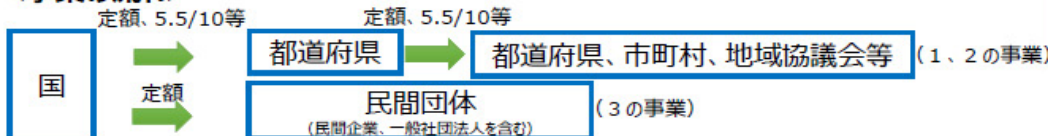
【事業期間：上限1年、交付率：1/2（総事業費200万円未満）】

#### 3. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年、交付率：定額】

#### < 事業の流れ >



#### 1. 最適土地利用総合事業

**Step 1** 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、**実証的な取組**を実施



**Step 2** 土地利用構想を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



#### 2. 荒廃農地再生支援事業

農業振興地域内の荒廃農地に係る、荒廃農地の再生作業、支障物撤去、基盤整備、土壌改良を支援



【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-6744-2665)

中山間地域等の実情に即した  
土地利用構想を実現

荒廃農地を解消し、  
農山漁村地域を活性化

### 3. 地域の保全・管理に関する施策（農用地等の保全・管理）

69	中山間地域等直接支払交付金	URL	HP	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/">https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/</a>			
			事例等①	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/attach/pdf/index-105.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/attach/pdf/index-105.pdf</a>			
			事例等②	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_torikumi/attach/pdf/r0501-10.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_torikumi/attach/pdf/r0501-10.pdf</a>	HP 事例等① 事例等②		
事業実施主体（対象者）		支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
農業者の組織する団体等		ソフト	定額	～6月		28,460	農林水産省農村振興局 地域振興課 03-3501-8359

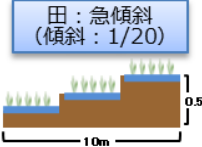
#### < 事業の内容 >

#### 1. 中山間地域等直接支払交付金 27,560百万円（前年度 27,560百万円）

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

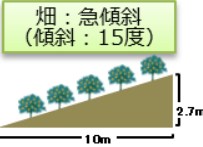
##### 【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500



田：急傾斜  
(傾斜：1/20)

21,000円/10a



畑：急傾斜  
(傾斜：15度)

11,500円/10a

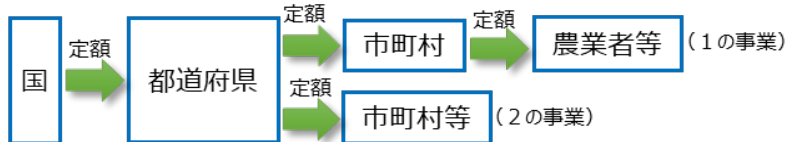
「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画※1の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

※1 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

#### 2. 中山間地域等直接支払推進交付金 900百万円（前年度 900百万円）

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

##### < 事業の流れ >



#### < 事業イメージ >

- 【対象地域】中山間地域等  
(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)
- 【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地
- 【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
- 【集落協定等に基づく活動】
- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
  - ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）
- 【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）※2	10a当たり単価
<b>棚田地域振興活動加算</b>	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	14,000円 (田・畑)
<b>超急傾斜農地保全管理加算</b>	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	
<b>ネットワーク化加算</b> 【上限額：100万円/年】	10,000円(最大※3) (地目にかかわらず)
ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	
<b>スマート農業加算</b> 【上限額：200万円/年】	5,000円 (地目にかかわらず)
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

※2 第5期対策（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動  
(～5ha部分) 10,000円/10a、(5ha～10ha部分) 4,000円/10a、(10ha～40ha部分) 1,000円/10a

(注) 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

3. 地域の保全・管理に関する施策（農用地等の保全・管理）

70	多面的機能支払交付金	URL	HP <a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html</a> (R8 予定)				
			事例等 <a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/240527.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/240527.html</a> (R8 予定)				
事業実施主体 (対象者)		支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8 年度当初予算	問合せ先
農業者等の組織する団体		ソフト	定額	～6月	1月～2月	50,048 (百万円)	農林水産省農村振興局 農地資源課多面的機能支払推進室 03-6744-2447

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. 多面的機能支払交付金 48,463百万円 (前年度48,463百万円)

- ① 農地維持支払  
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- ② 資源向上支払  
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

農地維持支払

・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等  
・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等

資源向上支払

・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等  
・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



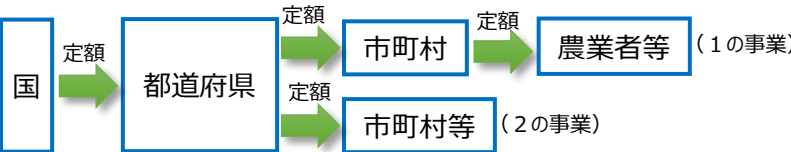
交付単価 (円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年以上実施した地区は、②に75%単価を適用]  
 ※1: ②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要  
 ※2: ①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用  
 ※3: ③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,585百万円 (前年度1,585百万円)  
 制度の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

< 事業の流れ >



実施主体: 農業者等で構成される組織 (①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能)  
 対象農用地: 農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

項目		都府県	北海道	
多面的機能の更なる増進への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	400	320
		畑	240	80
		草地	40	20
水田の雨水貯留機能の強化 (田んぼダム) への支援	資源向上支払 (共同) の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400	320

項目		交付単価	項目	交付単価	
環境負荷低減の取組への支援	化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合	800	組織の体制強化への支援	広域活動組織を設立し活動支援班※を設置する場合	40万円/組織
	長期中干し	800			
	冬期湛水	4,000	※広域活動組織内の複数の集落をまたいで共同活動を行う班		
	夏期湛水	8,000			
	中干し延期	3,000			
	江の設置等	4,000			
	作溝実施	4,000			
	作溝未実施	3,000			

### 3. 地域の保全・管理に関する施策（森林等の保全・管理）

71	森林・山村地域活性化振興対策のうち、里山林活性化による多面的機能発揮対策	URL	HP・事例等 <a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html">https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html</a> (R8予定)				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期
	地域協議会 民間団体等	ソフト	①②③定額、1/2、1/3以内 上限額：1活動組織当たり 500万円/年  ④委託	地域協議会 ごとに実施	地域協議会 ごとに実施	951	農林水産省林野庁 森林利用課 03-3502-0048

#### <事業の内容>

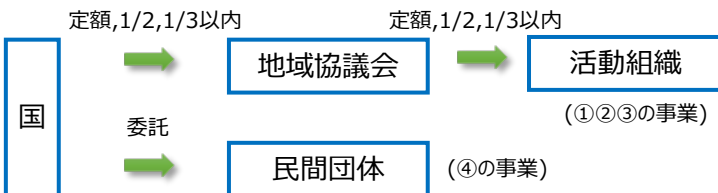
#### 里山林活性化による多面的機能発揮対策

森業の振興などによる山村集落の維持・活性化や、森林の多面的機能の発揮に向けて、林業事業体による経営管理がされにくい里山林の整備を促進するため、

- ① 地域協議会が行う活動組織の確保・育成に向けた説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援
- ② 集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援
- ③ 「半林半X」等を含め、点在する人工林を本格活用する取組の支援
- ④ 活動組織の活動成果の評価検証等を実施します。

※②③については、市町村が定める山村振興法に基づく「山村振興計画」に、里山林の保全活動が位置付けられている場合に優先採択。

#### <事業の流れ>



#### <事業イメージ>

確保

➤ 里山林の整備・活用に関心のある地域住民等に対して、説明会や活動体験会を開催

育成

➤ 里山林の整備・活用の実践に取り組む活動組織に対する安全対策や施業技術等に関する講習等の実施

➤ 活動組織が行う里山林の整備・活用の実践支援

実践

#### 地域活動型



地域住民等が連携し森林資源を活用する活動への支援

最大12.0万円/ha



地域住民等が連携し竹林資源を活用する活動への支援

最大33.2万円/ha

#### 複業実践型



半林半X等により本格的に人工林を活用する活動への支援

最大19.1万円/ha

上記活動に必要な路網の作設・改修、資機材の整備、地域外関係者の受入環境整備・調整等への支援、アドバイザーの派遣等による活動サポート



### 3. 地域の保全・管理に関する施策（森林等の保全・管理）

72	森林整備事業	URL	HP <a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sinrin_seibi/index.html">https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sinrin_seibi/index.html</a> （R8 予定）			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8 年度当初予算	問合せ先
都道府県・市町村・森林所有者等	ハード・ソフト	1/2、3/10等	—	11月頃	127,133 (百万円)	農林水産省 林野庁整備課 03-6744-2303

#### < 事業の内容 >

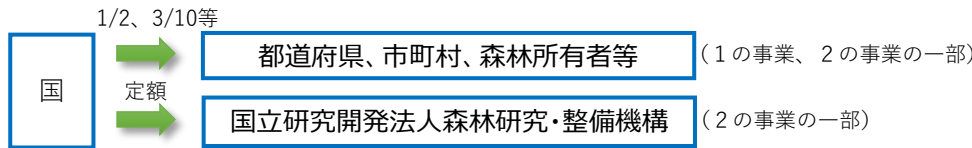
##### 1. 間伐や再造林、路網整備等

- 省力化・低コスト化を進めつつ、間伐や再造林等の適切な森林整備を推進するとともに、林業適地等における林道の開設・改良等を推進します。
- 森林の集積・集約化を進める地域において、基盤となる林道の整備や効率的な森林整備を支援します。
- 花粉発生源対策として伐採・植替え、路網整備等を支援します。

##### 2. 豪雨・台風等による被害を受けた森林の整備、林道の強靱化等

- 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林、重要インフラ施設周辺の森林等について、市町村等の公的主体による復旧・整備を推進するとともに、防災上重要な幹線林道の整備を推進します。
- 林野火災の危険度が高い地域において、山火事防止施設を備えた防火機能の高い林道や延焼防止に資する防火林帯の整備を支援します。
- クマ類を始めとする野生鳥獣の人身被害対策として、生息環境整備のための広葉樹林化や林縁部における緩衝林帯の整備等を支援します。

#### < 事業の流れ >



※ 国有林においては、直轄で実施

#### < 事業イメージ >

##### 間伐や再造林、路網整備等

省力・低コスト造林による再造林面積の確保



造林



下刈り



幹線林道の整備

路網整備の推進により再造林等を後押し



森林資源の循環利用

公益的機能の持続的発揮

森林の集積・集約化を進める地域において、基盤となる林道の整備や効率的な森林整備を支援



間伐等の森林施業や路網整備

花粉発生源対策として伐採・植替えの一貫作業や路網整備等を支援



伐採・植替えの一貫作業

##### 豪雨・台風等による被害を受けた森林の整備、林道の強靱化等

豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林等における復旧・整備や防災上重要な幹線林道の整備を推進



台風による風倒木被害



奥地水源林



幹線林道のり面保全

林野火災や人身被害の多発するクマ類への対策となる森林整備を支援



防火林帯の整備



緩衝林帯の整備

### 3. 地域の保全・管理に関する施策（森林等の保全・管理）

73	生物多様性保全推進支援事業	URL	<a href="https://www.env.go.jp/nature/biodic/hozen/index.html">https://www.env.go.jp/nature/biodic/hozen/index.html</a>			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
地方公共団体、民間企業、その他法人等	ソフト	交付金 1/2、定額	令和8年 3月～6月	—	165	環境省自然環境局自然環境計画課地域ネイチャーポジティブ推進室 03-5521-8343

### 2030年ネイチャーポジティブ達成に向けて、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組を支援します

#### 1. 事業目的

- ① 「昆明・モンリオール生物多様性枠組」で盛り込まれたネイチャーポジティブや30by30等の新たな世界目標の確実な達成と各地域での世界目標達成の具体的な指針となる生物多様性地域戦略で設定された目標達成が必要である。
- ② **地域における生物多様性の保全・再生に資する活動を支援し、国土全体の生物多様性の保全・再生を推進する。**また各地域の取組を支援だけでなく、**自立化を促進する。**

#### 2. 事業内容

- ・「地域生物多様性増進法（令和7年施行）」「生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年閣議決定）」において、地方公共団体や事業者、民間団体、地域住民等の多様な主体の連携・協働による活動の促進が必要とされている。
- ・**関係法令に基づく保護地域や指定種に係る取組、法定計画の策定とそれに基づく取組等、国としても促進すべき下記事業を地域が行う場合に支援する。**

- ① 生物多様性増進活動の基盤整備（交付率1/2、原則2年）
- ② 生物多様性増進活動の実施強化（定額：上限150万円等、原則2年）
- ③ 重要地域の保全・再生（交付率1/2、原則2年）
- ④ 動植物園等による生息域外保全（定額：上限200万円、原則3年）
- ⑤ 国内希少種の生息環境改善（定額：上限150万円等、原則3年）
- ⑥ 重要里地里山等における社会経済的課題と環境的課題を統合的に解決しようとする活動（交付率1/2、原則2年）

#### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接交付事業（交付率1/2、定額）
- 交付対象 非営利団体、地方公共団体、民間事業者 等
- 実施期間 平成20年度～

#### 4. 活用事例

##### 事例1 きょうと生物多様性センター推進事業 (R6～R7)（京都府・京都市）

生物多様性の情報収集・利活用・継承の拠点として各主体間における連携・協力のあっせん、必要な情報の提供や助言を実施。

##### 事例2 フサゲルカミサの住み続ける草原の生息環境保全 (H30～R2)（岡山県真庭市）



日本固有種で生息地が極めて限られる草原性の希少昆虫「フサゲルカミサ」の生息環境維持・改善（火入れ等）。



##### 事例3 三井楽ふるさと景観の椿林・円畑・スケアン再生で地産品ブランド化事業（R3～R5） (長崎県五島市)

放棄された円畑（まるはた）、椿林等を再生し、生物多様性の復元と併せて円畑で栽培したサツマイモをカンコロ餅及び周辺椿林からの椿油を「五島の円畑」としてブランド化。

### 3. 地域の保全・管理に関する施策（藻場・干潟等の保全・管理）

74	漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業	URL	HP	<a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_thema/sub391.html">https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_thema/sub391.html</a> (R8予定)	 HP	 事例等
			事例等	<a href="https://hitoumi.jp">https://hitoumi.jp</a>		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
地域協議会、都道府県、市町村等	ソフト	定額			1,350	農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 03-3501-3082

#### <対策のポイント>

新たに気候変動・環境変化による藻場の減少等に対応するため、漁場生産力の回復・強化やブルーカーボンの推進の観点を踏まえ、漁業者等が行う藻場等の保全活動を重点的に支援します。また、モニタリングの強化、専門家の指導等により活動の実効性を確保します。

#### <事業目標>

- 環境・生態系の維持・回復（対象水域での生物量を20%増加 [令和11年度まで]）
- 藻場の保全対策を強化（藻場の保全面積 6,200ha [令和11年度まで]）

#### <事業の内容>

##### 1. 漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業

漁業者等が行う、水産業・漁村の多面的機能の強化に資する以下の取組を支援します。

###### ① 環境・生態系保全

漁場生産力の強化に資する藻場の保全活動（ウニ・食害魚等の駆除、海藻種苗の投入、藻場を保護する区域の設定）や干潟等の保全活動を重点的に支援します。併せて、モニタリングの強化、専門家の指導、PDCAサイクル等により活動の実効性を確保します。

###### ② 海の安全確保

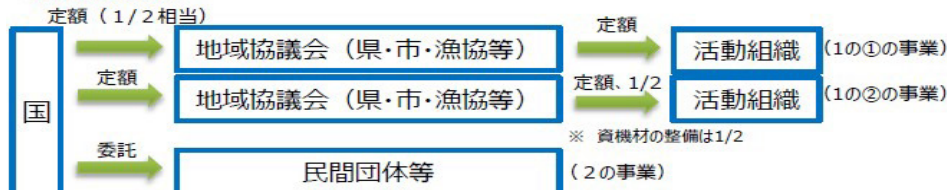
藻場等の海洋環境の変化を早期に捉えながら行う国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助訓練等を支援します。

※ 上記①及び②に併せて実施する多面的機能の国民に対する理解の増進を図る活動組織を支援します。

##### 2. 漁場生産力・水産多面的機能強化対策支援事業

漁業者等が行う環境・生態系保全の活動の評価・検証、技術的な課題に対する助言・指導及び効果的な活動の全国展開等に取り組みます。

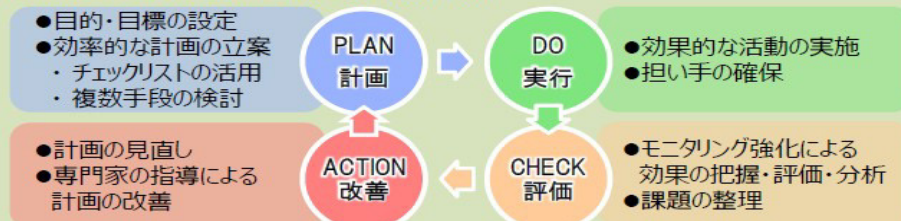
#### <事業の流れ>



#### <事業イメージ>



#### 【PDCAサイクルによる活動の実効性の確保】



### 3. 地域の保全・管理に関する施策（鳥獣被害対策・ジビエ利用）

75	鳥獣被害防止総合対策交付金	URL	HP	<a href="https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/yosan/yosan.html">https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/yosan/yosan.html</a> （R8 予定）			
			事例等	<a href="https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hyousyou_zirei/hyosyo_jirei.html">https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hyousyou_zirei/hyosyo_jirei.html</a>			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8 年度当初予算	問合せ先	
都道府県 地域協議会 民間団体等	ハード・ソフト	定額 (1/2以内等)	3月中旬～ 5月中旬	1月中旬～ 2月中旬	(百万円) 9,900	農林水産省 農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室 03-3591-4958	

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与えるシカ・イノシシ・クマ等による鳥獣被害の防止のため、**広域的で効果的・効率的な鳥獣被害対策やジビエ利用拡大への取組**等を支援します。

#### < 事業の内容 >

#### < 事業イメージ >

##### ① 鳥獣被害防止総合支援事業

シカやイノシシ、サル、クマ、鳥類等への対応など「被害防止計画」に基づく**地域ぐるみの取組**や人材育成、**侵入防止柵の省力的な管理**、**ジビエ利用拡大**等を支援します。

② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業  
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策、広域捕獲に係る取組等を支援します。

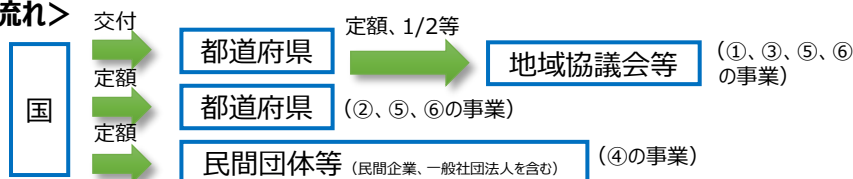
③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業  
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動に係る取組を支援します。

④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業  
被害対策推進のための人材育成、ジビエ利用推進のためのハンターや処理加工施設向けの研修、ペットフードへの利用促進、消費拡大に向けた情報発信等を支援します。

⑤ シカ・クマ特別対策等事業  
**シカの集中捕獲**や、**クマの捕獲対策**等を体制整備と併せて支援します。

⑥ スマート捕獲等普及加速化事業  
**スマート鳥獣害対策**と**農地周辺での加害性の高い個体の重点的な捕獲対策**を行うモデル地区の**整備・横展開**を支援します。

#### < 事業の流れ >



#### 〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利用推進への支援〕



#### 〔鳥獣対策の取組〕

① **スマート捕獲等の普及の加速化**  
ICT等を活用した、被害情報等を踏まえた農地周辺の加害性の高い個体の重点的な捕獲を支援  
センサーカメラ

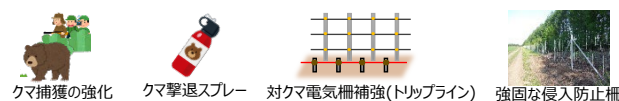


② **侵入防止柵の省力的な管理の推進**  
見回り負担の軽減等、省力的な維持管理に資するICT機器や資材等の導入を支援



#### 〔クマ対策の取組〕

クマの被害対策に係る総合的な取組を支援



#### 〔ジビエ利用推進の取組〕


① **捕獲から消費まで各段階の取組を推進**  
ジビエ利用の拡大に向け、ジビエ施設への搬入から消費の各段階での取組を推進  
(捕獲段階) (処理・加工段階) (流通・消費段階)



② **国産ジビエ認証の取得推進**  
全国での国産ジビエ認証の取得に向けた取組を推進



### 3. 地域の保全・管理に関する施策（鳥獣被害対策・ジビエ利用）

76	シカ等による森林被害緊急対策事業のうち シカ等森林被害総合対策	URL	事例等 <a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/tyouju.html">https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/tyouju.html</a> （R8予定）				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	都道府県 市町村 地域協議会	ソフト	定額	—	1月～2月	43	農林水産省 林野庁 研究指導課 03-3502-1063

#### <対策のポイント>

シカのねぐらや隠れ場となっている森林において、関連事業と連携した捕獲を推進するため、**林業関係者等が行う、シカ捕獲ポイントの特定調査など、効率的な捕獲に必要な取組を支援。**

#### 1. シカ等森林被害総合対策

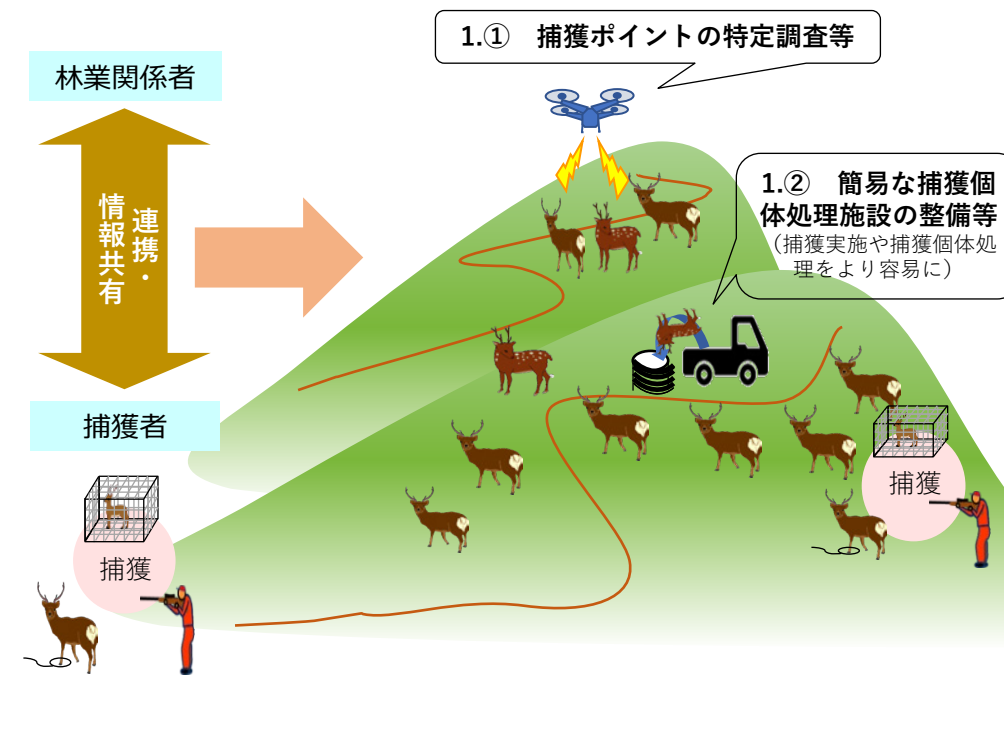
シカの生息域となっている森林内において、林業関係者と地域関係者が連携してシカ捕獲を効果的・効率的に進めるため、

- ① ドローンなどを活用してシカのねぐらや隠れ場等を特定する、**捕獲ポイントの特定調査等**を支援します。
- ② 森林はアクセスが悪く、捕獲後の個体処理が困難等条件が悪いことから、**簡易な捕獲個体処理施設の整備**など、捕獲に必要な条件整備を支援します。


#### <事業の流れ>



★捕獲条件の不利な森林において、捕獲に必要な条件整備等により捕獲を促進



### 3. 地域の保全・管理に関する施策（鳥獣被害対策・ジビエ利用）

77	指定管理鳥獣対策事業費	URL	<a href="https://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/index2.html">https://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/index2.html</a>				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先	
都道府県・協議会 市町村（クマ間接交付）	ソフト	交付金（補助率1/2、2/3、定額）		1月～2月頃	5,250（百万円） ※国際観光旅客税財源を含む	環境省自然環境局野生生物課 鳥獣保護管理室 03-5521-8285	

## 都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）の捕獲や被害対策等を支援します。

### 1. 事業目的

- ・指定管理鳥獣の保護・管理強化するため、専門人材の育成・配置や緊急銃猟実施体制の構築を支援する。
- ・ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行う捕獲事業等を支援する。
- ・クマ類による被害防止に向けて、都道府県等が行う調査モニタリング、捕獲、出没防止対策等を総合的に支援する。

### 2. 事業内容

#### (1) 鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業

- ①認定鳥獣捕獲等事業者等の育成
- ②指定管理鳥獣管理専門人材の配置（都道府県での専門人材雇用）
- ③緊急銃猟実施対応等実務者の育成（都道府県・市町村での捕獲従事者等の育成）
- ④緊急銃猟実施対応等実務者の配置（都道府県・市町村での捕獲従事者等の雇用）
- ⑤危険鳥獣出没時の体制構築（出没対応訓練等）

#### (2) ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定等
- ②ニホンジカ・イノシシの捕獲等
- ③効果的な捕獲の促進
- ④ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成
- ⑤ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援

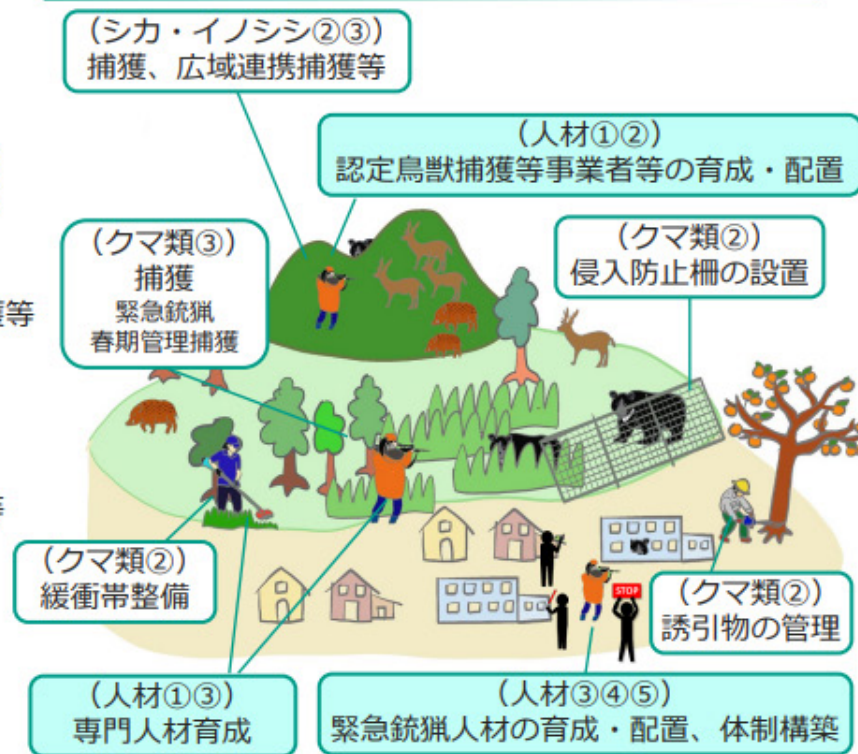
#### (3) クマ類総合対策事業

- ①特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、生息状況調査等
- ②出没防止対策（誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置等）
- ③クマ類の捕獲等

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/2、2/3、定額）
- 交付対象 都道府県（一部市町村への間接補助）、協議会
- 実施期間 平成26年度～

### 4. 事業イメージ



### 3. 地域の保全・管理に関する施策（景観・居住環境の整備改善）

78	景観・歴史を大切にしまちづくり (歴史まちづくりの推進)	URL	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/content/001480763.pdf">https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/content/001480763.pdf</a>				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	歴史的風致維持向上 計画の認定都市等	ハード・ソフト	下図参照		1月～2月頃	下図参照	国土交通省公園緑地・景観課 03-5253-8954

## 歴史まちづくりに関する主な支援措置

令和8年度予算額  
社会資本整備総合交付金  
4,597億円の内数

①街なみ環境整備事業

- 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原も補助対象

②都市公園事業

- 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものも補助対象

③都市再生整備計画事業

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、土塁・堀跡の整備も補助対象



重点区域

城址(国指定史跡)  
城郭(重要文化財)

大名庭園  
(国指定史跡)

● コアとなる国指定文化財等  
▲ 歴史的風致形成建造物

令和8年度予算額  
58百万円

④景観改善推進事業

- 景観計画の策定・改定に要する経費、外部専門家登用やコーディネート活動に対する支援
- 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援

令和8年度予算額  
地域の観光資源充実のための環境整備推進事業 40億円の内数

⑤観光・歴史まちづくり推進事業

- 歴史的なまちなみの高質化、観光インフラ整備歴史的な建造物の保全・修景、環境整備のためのビジョン・戦略策定、整備効果促進が補助対象

※下線部は、歴史的風致維持向上計画の認定都市を対象とした措置

### 3. 地域の保全・管理に関する施策（景観・居住環境の整備改善）

79	景観改善推進事業	URL	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000046.html">https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000046.html</a>				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	市区町村	ハード・ソフト	下図参照		1月～2月頃	58.2	国土交通省都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8954

#### 支援内容

##### 【対象事業】

- (1) 景観計画の策定・改定に要する経費\*
- (2) 景観計画の策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費\*
- (3) 重点地区内の景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費

\*計画改定は重点地区の新規指定もしくは追加を伴うものに限る。

##### 【事業主体】

- a. 景観に関連のある計画等を定めている市区町村
- b. 立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を開始・公表している市区町村
- c. 都道府県が策定する広域的な景観基本方針等を踏まえ、景観計画の策定・改定に取り組む市区町村

##### 【補助率】

- 上記(1)、(2) a.かつb.の場合 1/2  
 b.かつc.の場合 1/2  
 a.の場合 1/3  
 c.の場合 1/3  
 上記(3) a.の場合 1/3

##### ※景観に関連のある計画等

- ・古都保存法に基づく歴史的風土保存計画
- ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
- ・文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区・重要文化的景観
- ・観光圏整備法に基づく観光圏整備計画
- ・棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画
- ・「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく主要な観光地
- ・都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域
- ・景観法に基づく景観計画



景観規制により既存不適格となった建築物の色彩変更や工作物の是正措置（イメージ）

### 3. 地域の保全・管理に関する施策（景観・居住環境の整備改善）

80	空き家対策総合支援事業	URL	<a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html</a>			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
市区町村・所有者、NPO・民間事業者等	ハード・ソフト	1/2、2/5、1/3、定額	4月～5月	1月～2月ごろ	5,900 (百万円)	国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室 03-5253-8508

空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援（事業期間：令和8年度～令和12年度）

### 空き家の除却・活用等への支援(市区町村向け)

#### <主な実施要件>

○ 空き家の除却事業及び活用事業の実施(<補助対象事業>の①及び②)

※空家等管理活用支援法人を指定している場合又は  
空家等活用促進区域を指定している場合は本要件を免除

#### <補助対象事業>

##### ① 空き家の除却

ー特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等

##### ② 空き家の活用

ー地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用するための改修

##### ③ 空き家を除却した後の土地の整備

##### ④ 空き家の活用か除却かを判断するためのフィージビリティスタディ

##### ⑤ 空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握

##### ⑥ 空き家の所有者の特定

※上記①～⑥は、空き家再生等推進事業(社会資本整備総合交付金)でも支援が可能。

##### ⑦ 空家等管理活用支援法人による空き家の活用等を図るための業務

##### ⑧ 空家法に基づく代執行等の円滑化のための法務的手続等を行う事業(附帯事業)

ー行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等

##### ⑨ ①～⑥の事業と一体となり、その効果を一層高めるために必要な事業(促進事業)

#### <主な補助率>

赤字はR8年度拡充事項

(空き家の所有者が実施する場合)

除却	国 2/5	地方公共団体 2/5	所有者 1/5
----	----------	---------------	------------

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5

※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

(空き家の所有者が実施する場合)

活用	国 1/3	地方公共団体 1/3	所有者 1/3
----	----------	---------------	------------

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

#### 支援法人業務

	国 1/2	地方公共団体 1/2
--	----------	---------------

※1法人あたり、補助期間最大3年

(空家等活用促進区域を指定している場合は制限なし)

※令和8年度より、支援法人業務の補助対象業務を追加

### モデル的な取組への支援(NPO・民間事業者等向け)

①調査検討等支援事業(定額) ー創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援

②改修工事等支援事業(除却:2/5、活用:1/3) ー創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援

### 3. 地域の保全・管理に関する施策（景観・居住環境の整備改善）

81	街なみ環境整備事業	URL	<a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001478281.pdf">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001478281.pdf</a> <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001017215.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001017215.pdf</a> （R8 予定）			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
都道府県・市町村・ 法定協議会	ハード・ソフト	1/2、1/3		1月	(百万円) 社会資本整備総合交付金 等 1,312,611百万円の内数	国土交通省住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室 03-5253-8517
趣旨・目的	住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。					
事業内容	地区の固有の資源である良好な景観や歴史的街並みの保全・再生に、地域が一体となって取組み、魅力あるふるさとづくりを推進する。					

**【街なみ環境整備促進区域】**  
 面積1ha以上かつ、①～③のいずれかの要件に該当する区域  
 ① 接道不良住宅\*率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上  
 \*接道不良住宅とは、幅員4m以上の道路に接していない住宅をいう。  
 ② 区域内の幅員6m以上の道路の延長が区域内の道路総延長の1/4未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域  
 ③ 景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

**【街なみ環境整備事業地区】**  
 街なみ環境整備促進区域において、地区面積0.2ha以上かつ、区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されている地区

**協議会の活動の助成**  
 協議会の活動の助成  
 勉強会、見学会、資料収集等（交付率：1/2）

**空家住宅等の除却**  
 空家住宅等の除却  
 （交付率：1/2）

#### 地区内の公共施設の整備

##### 道路・公園等の整備



**生活環境施設の整備**  
 （集会所、地区の景観形成のため設置する非営利的施設等）



**公共施設の修景**  
 （道路の美化化、街路灯整備等）  
**電線地中化**



（交付率：1/2）

#### 街なみ景観整備の助成

**住宅等の修景**  
 （外観の修景の整備）



景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用  
 （修理、移設、買取等）



（交付率：1/2、1/3）

